

福岡県医発第914号（総）

平成19年8月31日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する
省令の制定について

標記の件につきまして、日本医師会より通知がまいりましたので、お送りいたします。

本件は、疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者へ提供される必要性が高まる中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できないという問題に対応するため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能とする省令改正をした旨を通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、貴会会員へご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂



(地 I 97)

平成 19 年 8 月 23 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

飯 沼 雅 朗



麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長より都道府県知事等に対し標記に関する通知が発出されるとともに、本会に対してもその周知方依頼がなされました。

本件は、疼痛等緩和を目的とする在宅医療推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者へ提供される必要性が高まる中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できないという問題に対応するため、麻薬が適切かつ円滑に患者に提供されるよう、麻薬の在庫不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を近隣の小売業者間で譲渡・譲受することを可能とする省令改正をした旨を通知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しましてご了知いただきますとともに管下会員等への周知方につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。



薬食監麻発第0813004号
平成19年8月13日

日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



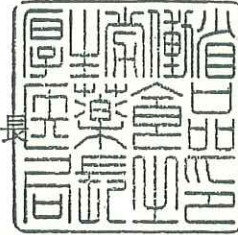
麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第106号。以下「改正省令」という。）を制定し、その施行について、各都道府県知事及び各地方厚生（支）局長あて別添のとおり通知したので、内容を御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

薬食発第0813001号
平成19年8月13日

各都道府県知事 殿
各地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省医薬食品局長



麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第106号。以下「改正省令」という。）を別添のとおり制定したので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1 改正の趣旨

昨今、疼痛等の緩和を目的とする在宅医療の推進のため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供される必要性が高まっている中、麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できないという問題に対応するため、麻薬が適切かつ円滑に患者に対し提供されるよう、麻薬の在庫不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受することを可能としたこと。

なお、麻薬小売業者は、本来、麻薬施用者が発行する麻薬処方せんによる調剤を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ、それぞれ必要な麻薬を備蓄すべきであり、この考え方は今般の改正省令の制定によって変わるものではないことに十分留意すること。

2 改正の概要

(1) 麻薬小売業者間譲渡許可の申請について

- ① 2以上の麻薬小売業者は、以下に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬小売業者間譲渡許可（改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第9条の2第2項の申請に係る麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第1

4号。以下「法」という。)第24条第11項の許可をいう。以下同じ。)を申請することができること。

- ・ いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること
- ・ いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること

② すべての麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にある場合であっても、「1 改正の趣旨」にかんがみ、当該麻薬小売業者間における麻薬の譲渡・譲受が、患者に対する適切かつ円滑な麻薬の提供に資するものではないことが明らかな場合には、申請者となることが不適切な場合があることに留意すること。

③ 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可を申請する場合、以下に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生(支)局長に共同して提出しなければならないこと。

- ・ 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- ・ 免許証の番号及び免許年月日
- ・ 麻薬業務所の名称及び所在地
- ・ 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間
- ・ いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨

(2) 麻薬小売業者間譲渡許可の許可手続について

① 地方厚生(支)局長は、麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、(1)③に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付すること。

② 地方厚生(支)局長は、麻薬小売業者間譲渡許可をするときは、当該許可を受けた麻薬小売業者(以下「許可業者」という。)に対する行政監視の実効性を担保する観点から、法第59条の6の規定に基づき、麻薬の乱用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要最小限度の条件を付すこととすること。

(3) 麻薬小売業者間譲渡許可の内容について

ある許可業者が、他の許可業者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せ

んにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡すことが許可の内容であること。なお、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内においては、譲渡の回数に制限はないこと。

(4) 許可業者の留意事項について

- ① 許可業者は、(2) ①の麻薬小売業者間譲渡許可書を、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた日から3年間保存すること。
- ② 許可業者は、法第59条の6の規定に基づき付された(2) ②の条件を遵守すること。
- ③ 許可業者は、他の許可業者に麻薬の譲渡を行う場合には、法第30条第4項の規定により、証紙による封が施されているか否かを問わず、譲渡を行うことができることに留意すること。
- ④ 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名、数量等についても、法第38条の規定による麻薬帳簿への記載を行わなければならないことに留意すること。
- ⑤ 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び数量についても、法第47条第2号の「譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量」として、毎年11月30日までに都道府県知事に届け出なければならないことに留意すること。

(5) 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間について

麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の12月31日か、又は期間を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日までとすること。

(6) 麻薬小売業者間譲渡許可の失効について

麻薬小売業者間譲渡許可は、(5)の有効期間が満了したときに失効することとすること。

(7) 麻薬小売業者間譲渡許可の変更届について

- ① 許可業者は、(5)の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、又は許可業者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、地方厚生（支）局長に共同して届け出なければならないこと。

② 地方厚生（支）局長は、①の変更届があったときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付すること。

③ 許可業者は、（５）の有効期間内に、許可業者以外の麻薬小売業者を含め、麻薬小売業者間で麻薬の譲渡・譲受を行おうとする場合、新たな麻薬小売業者間譲渡許可を共同して申請しなければならないことに留意すること。なお、いずれかの許可業者が業務所の所在地を変更したこと等により、麻薬小売業者の免許が失効し、新たな麻薬小売業者の免許を受け、かつ、同じ麻薬小売業者間で麻薬の譲渡・譲受を行おうとする場合も同様であることに留意すること。

（８）麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付について

① 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、速やかに、その事由を記載し、地方厚生（支）局長に麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請しなければならないこと。なお、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損したときは、当該許可書を添えて申請しなければならないこと。

② 許可業者は、①により許可書の再交付を受けた後に亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したときは、その発見した許可書を、速やかに地方厚生局（支）長に返還しなければならないこと。

（９）許可業者に対する監視について

① 地方厚生（支）局及びその管轄区域内の都道府県は、許可業者に対する行政監視の実効性を高める観点から、必要に応じ、情報共有を図るよう努められたいこと。

② 許可業者に対して立入検査を実施する際には、麻薬、麻薬の保管設備、麻薬帳簿、譲渡証、免許証及び麻薬処方せんに加え、（２）①の麻薬小売業者間譲渡許可書等を併せて検査し、許可業者間における麻薬の譲渡・譲受が適法かつ適正なものであったか監視されたいこと。

３ 既存の通知の改正

「麻薬取扱者等の指導、監督について」（平成１２年１月７日付け医薬発第１７号医薬安全局長通知）の別添「麻薬等取扱施設に対する立入検査実施要領」の「３．麻薬小売業者に対する立入検査点検項目」中「１．免許」の次に次のように加える。

１の２．麻薬小売業者間譲渡許可

１の２－１ 麻薬小売業者間譲渡許可書を所持しているか。

- 1の2-2 麻薬小売業者間譲渡許可書を受けた者と、麻薬小売業者の免許を受けた者は一致しているか。
- 1の2-3 麻薬小売業者間譲渡許可は失効していないか。
- 1の2-4 譲渡・譲受があった場合、麻薬小売業者間譲渡許可書に記載の条件を満たしたものであるか。
- 1の2-5 譲渡・譲受があった場合、帳簿に適正な記録がなされているか。
- 1の2-6 譲受があった場合、不足していた麻薬の在庫を譲受後に確保しているか。（指導事項）
- 1の2-7 複数回の譲渡・譲受があった場合、一方的に譲り渡すだけの者、又は譲り受けるだけの者になってはいないか。（指導事項）

4 施行日

平成19年9月1日から施行すること。



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○麻薬及び向精神薬取締法施行規則の
一部を改正する省令

(厚生労働一〇六)

(告 示)

○文化財を登録有形文化財に登録する
件(文部科学一一七)

(公 告)

諸事項

裁判所

除権決定、破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人労働政策研究・研修機
構平成十八事業年度決算等、独立行
政法人都市再生機構、土地家屋調査
士名簿登録等、弁理士登録・特定侵
害訴訟代理業務の付記、型式適合認
定、企業年金基金清算終了関係

地方公共団体
解散命令、違法駐車車両保管、行旅
死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省

令

○厚生労働省令第百六号

麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十条の十六第二項及び第六十三条の規
定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年八月十三日

厚生労働大臣 伊吹 文明

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第九条中「譲渡の」を「譲渡しの」に改める。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

(麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例)

第九条の二 二以上の麻薬小売業者は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、前条の規定に
かかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十一項の規定による麻薬の譲渡し
の許可を申請することができる。

一 いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬
処分せんににより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡
そうとする者であること

二 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあ
ること

2 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書(別
記第十号の様式)を地方厚生局長に共同して提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地)

二 免許証の番号及び免許年月日

三 麻薬業務所の名称及び所在地

四 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間

五 いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんににより調剤することが
できない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨

3 地方厚生局長は、前項の申請に係る法第二十四条第十一項の許可(以下この条において「麻薬小
売業者間譲渡許可」という。)をしたときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡
許可書を交付する。

4 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の十二月三十一日又は第
二項第四号の期間の最後の日のいずれか早い日までとする。

5 麻薬小売業者間譲渡許可は、その有効期間が満了したときは、その効力を失う。

6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの
免許が効力を失ったとき、又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更を生じたときは、
速やかに、その旨を記載した届書(別記第十号の様式)に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて地
方厚生局長に共同して届け出なければならない。

7 地方厚生局長は、前項の届出があつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて当該麻薬
小売業者に交付する。
第三十六条第二項第五号中「第百三十四条」を「第百五十九条」に改める。

別記第 10 号様式の次に次の二様式を加える。
別記第 10 号の 2 様式 (第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可申請書

免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
①	所在地						
	名称						
②	免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
	所在地						
麻薬業務所							
名称							
備考							

他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処分せんにより翻利することができない場合に限
り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡したもので申請します。

年 月 日

①に係る申請者
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称) 印

②に係る申請者
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称) 印

地方厚生 (支) 局長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 麻薬業務所欄及び申請者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。

別記第 10 号の 3 様式 (第九条の二関係)

麻薬小売業者間譲渡許可変更届

免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
変更前	所在地						
	名称						
変更後	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地					
	氏名	法人にあつては、名称					
麻薬業務所名称							
変更後	住所	法人にあつては、主たる事務所の所在地					
変更後	氏名	法人にあつては、名称					
変更・免許の失効の事由及びその年月日							

上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可を受けている麻薬業務所に変更・免許の失効を生じたので届け出ます。

年 月 日

①麻薬業務所名称
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称) 印

②麻薬業務所名称
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称) 印

地方厚生 (支) 局長 殿

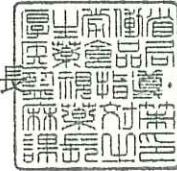
(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 届出者欄に、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた者のすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。
- 送 附 届 出 書 様 式 第 10 号 様 式 第 3 号 麻 薬 小 売 業 者 間 譲 渡 許 可 変 更 届

薬食監麻発第0813006号
平成19年8月13日

日本医師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第106号。以下「改正省令」という。）を制定し、その施行について、各都道府県衛生主管部（局）長及び各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長あて別添のとおり通知したので、内容を御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

薬食監麻発第0813005号
平成19年8月13日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について

本日、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第106号。以下「改正省令」という。）を制定するとともに、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（平成19年8月13日付け薬食発第0813001号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。）を通知したところである。麻薬小売業者間譲渡許可（改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下「規則」という。）第9条の2第2項の申請に係る麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第24条第11項の許可をいう。以下同じ。）に係る手続の運用に当たっては、下記事項に留意されるよう、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1 麻薬小売業者間譲渡許可の申請について

- (1) 局長通知「2 改正の概要」の(1)の②中「申請者となることが不適切な場合」に該当するか否かについては、麻薬小売業者の数、各麻薬小売業者の麻薬業務所間を移動する際に要する時間等を考慮して判断すること。また、地方厚生（支）局麻薬取締部は、必要に応じて、当該判断に必要な資料を提示させること。
- (2) 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の申請書（規則別記第10号の2様式。以下「許可申請書」という。）の記載に当たっては、以下に掲げる点に留意すること。
 - ① 以下に掲げる事項については、麻薬小売業者の免許ごとに記載すること

と。なお、同一人が、申請者たる複数の麻薬小売業者の免許を有する場合、ア)の事項については、同一の内容を記載して差し支えないこと。

ア) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

イ) 免許証の番号及び免許年月日

ウ) 麻薬業務所の名称及び所在地

② すべての申請者が押印すること。

③ 3以上の麻薬小売業者が共同して申請を行う場合、各麻薬小売業者に係る記載事項を記載する欄が不足するため、別紙（別紙様式1）を設けて記載事項を記載すること。

④ 期間を限定して許可を受けようとする場合、許可申請書の備考欄にその期間を記載すること。

(3) 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の申請に当たっては、許可申請書の正本を1部、許可申請書の副本を申請者の数に1を加えた部数、当該麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部に提出すること。

(4) 麻薬小売業者は、許可申請書を提出する際、各麻薬小売業者の免許証の写しを1部ずつ提出すること。

2 麻薬小売業者間譲渡許可の許可手続について

(1) 規則第9条の2第3項の麻薬小売業者間譲渡許可書は、別紙様式2に必要事項を記載の上、許可申請書の副本を添付したものとすること。

(2) 麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を申請者の数と同じ部数、当該許可を受けた麻薬小売業者（以下「許可業者」という。）に交付すること。

(3) 局長通知「2 改正の概要」の(2)の②中「必要最小限度の条件」については、以下に掲げる例を参考とすること。

① 麻薬小売業者は、本許可に基づき他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し及び譲受人が作成した譲受確認書（別紙様式3）の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書（別紙様式4）を麻薬の譲受人に交付すること。

② ①により交付を受けた麻薬処方せんの写し及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存すること。

③ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないこと。ただし、本許可書を返納した場合はこの限りではないこと。

- (4) 麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可書の写し等により、許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県の薬務主管課に対して情報提供を行うこと。また、情報提供を受けた薬務主管課におかれては、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、速やかに当該保健所設置市等に対して情報提供を行っていただきたいこと。

3 許可業者の留意事項について

- (1) 許可業者は、他の許可業者との間で麻薬の譲渡・譲受を行う場合、法第59条の6に基づき付された条件を遵守するほか、以下に掲げる点に留意すること。

- ① 麻薬の交付を行う場所は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる場所とすること。
- ② 麻薬の運搬については、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行うこととし、配送業者や麻薬卸売業者等が行うことのないようにすること。
- ③ 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品名・数量、破損等の有無を直接確認すること。
- ④ 麻薬の交付時まで破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出すること。

- (2) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(4)の④の麻薬帳簿への記載を行う際には、麻薬帳簿の備考欄に譲渡・譲受の相手方の名称を併せて記載すること。

- (3) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(4)の⑤の届出を行う際には、品名ごとに、許可業者間における譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧書きで併記すること。

- (4) 譲渡側の許可業者は、譲受側の許可業者が受領した麻薬処方せんに基づく予製行為を行うことはできないことに留意すること。

4 麻薬小売業者間譲渡許可の変更届について

- (1) 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の変更届書（規則別記第10号の3様式。以下「変更届書」という。）の記載に当たっては、以下に掲げる点に留意すること。

- ① すべての許可業者が押印すること。
- ② 許可業者が3以上であるため、各許可業者に係る記載事項を記載する

欄が不足する場合は、別紙（別紙様式5）を設けて記載事項を記載すること。

- (2) 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の変更等の届出に当たっては、変更届書の正本を1部、変更届書の副本を許可業者の数に1を加えた部数、当該許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部に提出すること。
- (3) 許可業者は、変更届書を提出する際、規則第9条の2第6項に規定する変更届書を提出すべき事由の発生を証明する書面を1部提出すること。
- (4) 規則第9条の2第7項の麻薬小売業者間譲渡許可書の書替えは、変更届書に添付された麻薬小売業者間譲渡許可書に変更事項を裏書きの上、麻薬小売業者間譲渡許可変更届の副本を添付することをいうこと。
- (5) 変更届書を受理したときは、書替え後の許可書を、変更を届け出た許可業者の数と同じ部数、当該許可業者に交付すること。
- (6) 麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付したときは、速やかに、変更届書の写し等により、変更を届け出た許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県の薬務主管課に対して情報提供すること。また、情報提供を受けた薬務主管課におかれては、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、速やかに当該保健所設置市等に対して情報提供を行っていただきたいこと。

5 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付について

許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の（8）の①の麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付申請を行う際には、麻薬小売業者譲渡許可書再交付申請書（別紙様式6）によること。

6 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納について

- (1) 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡・譲受を行わない場合には、当該許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部に、麻薬小売業者間譲渡許可書を共同して返納すること。
- (2) 許可業者は、（1）の返納の際に、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届（別紙様式7）を提出すること。なお、許可業者が3を超えるため、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙（別紙様式5）を設けて記載事項を記載すること。

(3) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を受けた地方厚生（支）局麻薬取締部は、当該許可書の表面に、許可が無効である旨及び返納を受けた年月日を記載するとともに、当該許可書を返納した許可業者に交付すること。

(4) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を受けたときは、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届の写し等により、当該許可書を返納した許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県の薬務主管課に対して情報提供すること。また、情報提供を受けた薬務主管課におかれては、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、速やかに当該保健所設置市等に対して情報提供を行っていただきたいこと。

7 その他

都道府県の薬務主管課におかれては、許可業者に係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、許可業者が法第7条に規定する業務廃止等の届出を行ったとき、又は許可業者が麻薬小売業者の免許証の記載事項変更届を行ったときには、速やかに、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部に対して、その旨の情報提供を行っていただきたいこと。

(別紙様式1)

譲渡人・譲渡先	免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
	麻薬業務所	所在地						
		名称						
	申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)						
		氏名(法人にあっては、名称)	印					
	免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
	麻薬業務所	所在地						
		名称						
	申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)						
		氏名(法人にあっては、名称)	印					
	免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
	麻薬業務所	所在地						
		名称						
	申請者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)						
氏名(法人にあっては、名称)		印						

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(別紙様式2)

麻薬小売業者間譲渡許可書

(局の発番) 第 号

申請のあった麻薬小売業者間譲渡を、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第24条11項の規定により、申請のとおり許可する。

譲渡しの期間 平成 年 月 日 から

平成 年 月 日 まで

なお、本許可については、同法第59条の6の規定により、以下の条件を付する。

- (例)① 本許可に基づき他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し及び譲受人が作成した譲受確認書（別記様式1）の交付を受けた後又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書（別記様式2）を麻薬の譲受人に交付すること
- ② ①により交付を受けた麻薬処方せんの写し及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存すること
- ③ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないこと（ただし、本許可書を返納した場合はこの限りではない。）

平成 年 月 日

厚生（支）局長

(別紙様式 3)

麻薬譲受確認書						年	月	日
麻薬を譲渡する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地							
	名称							
麻薬を譲受する麻薬小売業者の麻薬業務所	所在地							
	名称	印						
品名	容量	筒量	数	数	量	備	考	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。
- 3 在庫の不足のために麻薬を調剤することができなかった処方せんの写しを添付すること。

(別紙様式 4)

麻薬譲渡確認書							年	月	日
麻薬を譲渡する麻薬小 売業者の麻薬業務所	所	在	地					印	
	名		称						
麻薬を譲受する麻薬小 売業者の麻薬業務所	所	在	地						
	名		称						
品	名	容	量	筒	数	数	量	備	考

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

麻薬業務所名称

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称）

印

（注意）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

(別紙様式 6)

麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書

許可番号		第 号	許可年月日	年 月 日
麻薬業務所	免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
	所在地			
	名称			
再交付の事由 及びその年月日				
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請します。 年 月 日 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 印 地方厚生（支）局長 殿				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損した場合には、当該許可書を添付すること。

(別紙様式 7)

麻薬小売業者間譲渡許可書返納届

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日
返納の事由			
上記のとおり、麻薬小売業者間譲渡許可書を返納します。 年 月 日 麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 印 麻薬業務所名称 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称） 印 地方厚生（支）局長 殿			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 届出者欄にそのすべてを記載することができないときは、別紙に記載すること。